

君津市いじめ防止基本方針

平成30年4月
君津市
君津市教育委員会

はじめに

全ての児童生徒は、一人一人がかけがえのない存在であり、社会全体でその健やかな成長を支援しなければなりません。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の基本的人権及び教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、心身又は財産に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

いじめを防止するためには、市民全員が児童生徒のいじめに関する課題意識を共有するとともに、自己の役割を認識し、また、児童生徒が安心して豊かな社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない風土づくりを市民総がかりで進めていかなければなりません。

そこで、君津市は、平成30年4月1日に君津市いじめ防止対策推進条例を施行し、第9条の規定に則り、「君津市いじめ防止基本方針」を策定しました。この中には、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することや、重大事態が発生した際、学校の調査と並行して調査ができる市長直轄の第三者調査機関「君津市いじめ調査委員会」の設置について明記しています。

この市の基本方針は、君津市の児童生徒の尊厳を保持する目的の下、市、学校、保護者、市民及び関係機関等が連携し、いじめの問題の克服に向けて取組み、児童生徒の健全な育成及びいじめのない子供社会の実現を目指すものです。

目 次

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	1
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	
2 いじめの定義	
3 いじめの理解	
4 いじめの防止等に関する基本的考え方	
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	5
1 本市におけるいじめへの対処に関する方針	
2 本市におけるいじめの防止等の対策のための組織	
3 本市におけるいじめの防止等に関する施策・取組	
第3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策に関する事項	9
1 学校いじめ防止基本方針の策定	
2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	
3 学校におけるいじめの防止等に関する措置	
第4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	16
1 重大事態の発生と緊急対応	
2 市長の調査	
3 学校いじめ防止基本方針について	
4 調査結果等の資料の保存について	

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめの防止等のための対策は、児童生徒が安心して学校生活を送り、学習その他の活動に取組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われない環境を整備し、児童生徒の気持ちに寄り添い、その環境を維持することを旨として取組む（君津市いじめ防止対策推進条例（平成30年君津市条例第1号。以下「条例」という。）第3条第1項）。

また、全ての児童生徒がいじめは絶対に許されない行為であると正しく認識し、いじめを行わず、他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置する事がないよう、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めることを旨として取組む（条例第3条第2項）。

いじめを受けた児童生徒及びいじめを受けた児童生徒を助けようとした児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、学校の教職員、保護者、市民及び関係機関等が連携し、総がかりでいじめの問題を克服することを目指して取組む（条例第3条第3項）。

また、条例では、児童生徒に対して、いじめを行ってはならないこと（条例第4条第1項）、いじめを認識しながら放置する事がないよう学校又は保護者その他の関係者に相談するよう努めること（条例第4条第2項）を求めている。

2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法 第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(1) 定義に基づくいじめの判断

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立つ。
- いじめには、多様な態様があることを踏まえ、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たっては、「心身の苦痛を感じている

もの」との要件が、限定して解釈されることのないよう努める。

- 本人がいじめを否定する場合が多々あることを踏まえる。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第22条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（以下「学校いじめ対策組織」という。）を活用し組織的に行う。
- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応をとる。
- いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も考えられる。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を「学校いじめ対策組織」へ情報共有することは必要となる。学校は行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味した上で対応する。
- 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。
 - ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ・軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・金品をたかられる
 - ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(2) 留意点

- 児童生徒が行った行為が、いじめを意図して行った行為ではない場合や、その行為が1回のみで継続して行われた行為ではない場合でも、児童生徒が心身の苦痛を感じている場合は、いじめとして認知して適切に対応する。
- (1)で挙げた「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

3 いじめの理解

国の基本方針では、いじめについて以下の①～④の視点を示している。

- ① いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。
- ② いじめは、多くの児童生徒に入れ替わりながら被害も加害も経験する。
- ③ 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせることがある。
- ④ 学級や部活動等の所属集団の構造上の問題(例えば無秩序性や閉塞性)、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えていたり「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気が形成されるようにする。

4 いじめの防止等に関する基本的考え方

- 根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要である。全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、市、学校、保護者、市民及び関係機関等が一体となった継続的な取組を行う。
- いじめを防止するためには、市民一丸となって、子どもたちのいじめに関する課題意識を共有するとともに、自己の役割を各々が認識し、子どもたちが安心・安全に生活していくために、いじめを許さない風土づくりを市民総がかりで推進する。
- 児童生徒自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる取組を通じて「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、よりよい人間関係を構築する能力を

養う。

- いじめの早期発見は、いじめへの迅速かつ適切な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高める。
- いじめの早期発見のため、学校は定期的なアンケート調査や個別面談、教育相談等を実施するとともに、相談機関の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。また、家庭・地域と連携して児童生徒を見守る。
- いじめの防止等の対策に関する基本理念にあるように、いじめを受けた児童生徒及びいじめを受けた児童生徒を助けようとした児童生徒の生命及び心身を保護し、児童生徒を徹底して守り抜くために、学校は組織として対応する。その際、家庭、教育委員会等と連絡を密にし、必要に応じて警察や児童相談所など関係機関と速やかに連携を図る。
- 学校は、いじめがあることが確認された場合、直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、詳細を確認した上で、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認の上で、適切な指導するなど早期対応を図る。
- 教職員一人一人が責任を自覚し、学校における組織的な対応を可能とするような体制を整備するとともに、責任者である校長は、日頃より教職員に対して、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めさせる。
- 社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、「君津市青少年健全育成協議会」等において、家庭・地域との連携を図る。
- 警察や児童相談所等、関係機関との適切な連携を図るため、日頃より、学校や教育委員会と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 本市におけるいじめへの対処に関する方針

条例第3条に規定する基本理念に基づき、市、学校、学校の教職員、保護者、市民及び関係機関等が協力して、児童生徒をいじめから守る取組を行う。

- 市をあげていじめ防止に重点的に取組んでいるとしても、いじめは起こりうるという考え方のもと対応の充実を図る。
- 学校と連携し、いじめの早期発見及びいじめへの対処に努める。
- 生徒指導体制や相談体制の充実に努め、学校の求めに応じて必要な措置を講じる。
- いじめを受けた児童生徒のみならず、他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするため、いじめを行った児童生徒の保護者に対して、当該児童生徒の出席停止を命じることもある。
- いじめが複数の学校に関係した場合、学校相互間の連携及び体制の整備を行う。
- 警察、児童相談所、医療機関その他の関係機関等との連携を図る。

2 本市におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) 小中学校生徒指導・長欠対策委員会

- 小中学校生徒指導・長欠対策委員会を活用し、市内小・中学校のいじめや不登校、問題行動等に関する生徒指導上の諸課題について調査、分析し、その実態と原因を的確に把握するとともに、長期欠席・不登校児童生徒の未然防止と解消に向けた、生徒指導上の積極的な取組の方策を協議、検討する。
- 本委員会は、小・中学校の校長・教頭・教諭（生徒指導主事・主任又は長期欠席担当職員）・養護教諭、学校教育課、教育センターの委員で構成する。なお、必要に応じて警察、児童相談所、医療機関等の関係機関等とも連携を図る。

(2) 君津市青少年健全育成協議会

- いじめや不登校、問題行動等に関する情報や意見を幅広く集約し、学校・家庭・地域が一体となった取組を推進する。
- 君津市立中学校区1・1校区に、学校関係者、有識者、学区関係者、保護者等をメンバーとして構成する。

(3)君津市いじめ問題対策連絡協議会（条例第11条）

- 教育委員会は、いじめ防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、君津市いじめ問題対策連絡協議会を置く。
- 本連絡協議会は、学校、教育委員会（学校教育課・教育センター）、警察、児童相談所、法務局の人権擁護機関等の関係者により構成する。

(4)君津市いじめ調査委員会（条例第20条）

- 法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が発生した学校は、法第22条の規定により学校に置かれる組織において、その調査を行う（条例第18条第2項）。
- 市長は、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、上記の調査の結果について調査を行うことができる（条例第19条第1項）。
- 市長は、条例第19条第1項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、条例第18条第2項の規定による調査と並行して調査を行うことができる（条例第19条第2項）。
- 条例第19条第1項又は第2項の規定による調査その他市長が必要と認める事項についての調査を行うため、君津市いじめ調査委員会を置く（条例第20条第1項）。
- 本調査委員会は委員5人以内で組織し、法律、医療、心理、福祉又は教育に関する専門的な知識経験等を有する者のうちから市長が委嘱する（条例第20条第3項、第4項）。

3 本市におけるいじめの防止等に関する施策・取組

(1) いじめの防止

- いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響や、いじめを防止することの重要性など、いじめに関する相談体制等の広報、啓発を行う。
 - ・校長会議（学校いじめ防止基本方針の点検・評価、必要に応じ改善）
 - ・小中学校生徒指導・長欠対策委員会（いじめや不登校、問題行動等に関する生徒指導上の諸問題について調査・分析）
 - ・中学校合同生徒会（いじめ防止に係る児童生徒の主体的な参画）
- 全ての教育活動を通じて道徳教育の推進、及び体験活動等の一層の充実を図るように努める。
 - ・学校訪問時に指導・確認（教育計画、年間計画、危機管理マニュアル）
 - ・道徳教育及び人権教育におけるいじめ防止に係る取組の位置付け
- インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の一層の充実を図る。
 - ・児童生徒への情報リテラシー、情報モラルに関する教育の徹底、保護者への啓発
 - ・県教育委員会、警察との連携（ネットパトロールとの定期的な連携）
- 学校が実施するいじめ防止等の活動を積極的に支援する。
 - ・いじめに係る調査への協力（課題と今後の対応、指導）
 - ・関係機関との連携依頼、調整
- いじめ防止に関わる研修の工夫改善に努める。
 - ・道徳教育、人権教育に関する研修
 - ・生徒指導研修
 - ・養護教諭研修
- いじめ防止等、学校における課題解決のための組織の充実に努める。
 - ・校長会議
 - ・教頭研修

(2) いじめの早期発見

- 全ての小・中学校において、学校生活アンケート（回答用紙は卒業時まで保存、回答を取りまとめた文書は指導要録の保存期間に合わせて、少なくとも5年間保存）を定期的に実施させ、その上で個人面談を行うなど、児童生徒一人一人の心の状態や学級の状態を把握するように指導する。
- 心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等の活用を推進し、教育相談体制の充実及び児童生徒の様々な課題の解決を図る。
- インターネット上における児童生徒に関する誹謗・中傷等問題のある書き込

みを県教育委員会、警察と連携して監視したり、学校からの相談に対応する窓口を設置したりして、インターネット上のいじめへの対応の充実を図る。

- 児童生徒が、悩みを気軽に直接相談できる窓口の周知を図る。また、保護者、市民がいじめに係る情報等を適切に提供することができるよう、通報手段の周知を図る。

相談機関：教育委員会、教育センター、こども家庭相談室

周知方法：市報、市ホームページ、冊子又はリーフレット

□ 君津市教育委員会教育センター

TEL 0439-56-1618 FAX 0439-56-1648

E mail: kyouikuc@city.kimitsu.lg.jp

□ 君津市子育て支援課こども家庭相談室	TEL 0439-56-1616
□ 24時間子供SOSダイヤル（文部科学省）	TEL 0120-0-78310
□ 千葉県子どもと親のサポートセンター	TEL 0120-415-446
□ 子どもの人権110番（法務局）	TEL 0120-007-110
□ 君津児童相談所	TEL 0439-55-3100
□ ヤング・テレホン（千葉県警少年相談窓口）	TEL 0120-783-497
□ 君津警察署	TEL 0439-54-0110

(3) いじめに対する措置・対応

- 学校において「学校いじめ対策組織」を校務分掌表に位置付けさせ、いじめの問題に対する組織的な対応の徹底を図るようにする。
- 学校から、定期的に、いじめの実態について認知件数や態様等について詳細な報告（「児童生徒のいじめの実態把握調査」）を受け、状況を正確に把握するとともに、対応の支援を図る。
- 教育委員会指導主事が学校を定期的に訪問し、いじめ等児童生徒の状況について情報収集や対応についての助言等を行うことにより、対応の支援を図る。
- 君津警察署管内学校連絡委員会を通じて、情報の共有など一層の連携を図る。

(4) 教職員の資質向上

- 学校において、国立教育政策研究所及び県・市等が発行したいじめ防止対応・対策資料等を活用させ、いじめに対応する指導の充実を図る。
- 人権に関わる手引きや冊子等を配布し、人権教育の充実を図る。
- 経験年数や職務内容に応じた研修を実施し、いじめの対応に関する内容について徹底を図る。
- いじめや教育相談などに関する校内研修が実施されるよう指導し、学校の生徒指導体制の整備を図る。

第3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策に関する事項

1 学校いじめ防止基本方針の策定

法 第13条

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

学校は、国のいじめ防止等のための基本的な方針（以下「国の方針」という。）、千葉県いじめ防止基本方針（以下「県の方針」という。）、条例第10条の規定及び君津市いじめ防止基本方針（以下「市の方針」という。）を受け、校長の責任の下、いじめの防止等の取組の基本的な方向や、取組の内容等を学校いじめ防止基本方針として定める。

- 学校いじめ防止基本方針には、基本理念、いじめ防止等の対策の組織、いじめ防止のための取組、早期発見、いじめ事案への対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修、重大事態への対処などを定める。なお、いじめの未然防止の取組を計画・立案する際には、「君津市中学校合同生徒会」の取組を踏まえ、児童生徒の主体的な参加を重視する。
- 学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、具体的な指導内容のプログラム化を図る。（「学校いじめ防止プログラム」の策定等）
- アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてのマニュアルを定め（「早期発見・事案対処のマニュアル」の策定等）、それを徹底するため、チェックリストを作成・共有して全教職員で実施するなどの具体的な取組を盛り込む。
- いじめの加害児童生徒に対する成長支援の観点から、加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定める。
- 「学校いじめ対策組織」の取組による未然防止、早期発見、早期対応の行動計画となるように、事案対処に関する教職員の資質や能力向上を図る校内研修の取組も含めた、学校教育活動全体を通じた当該組織の活動を具体的に記載する。
- 教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、または対応は不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。当該組織は、集められた情報を児童生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。
- 学校として、学校いじめ防止基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておく。
- 策定した学校いじめ防止基本方針は、学校のホームページに掲載するほ

か、入学時や年度初めには児童生徒、保護者に説明する。

- 学校いじめ防止基本方針において、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート調査、個人面談の実施、いじめの認知と対応、校内研修の実施等、学校の具体的な取組の実施状況について学校評価の評価項目に設定し、学校は評価結果を踏まえ、P D C A サイクルに基づいて、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。
- より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ防止基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを「学校いじめ対策組織」を中心に点検し、必要に応じて見直す。その際には、保護者、地域住民、関係機関の参画を得て、協議等を通して全教職員の共通理解のもと方針を決定、実行し、その成果を定期的に点検・評価して必要に応じた学校いじめ防止基本方針の改善を行う。
- 学校いじめ防止基本方針の策定・見直しに当たっては、県の「学校いじめ防止基本方針策定の手引き」（平成29年11月15日付け教指第1406号）及び市の基本方針を参考にする。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校は、いじめへの対応に当たり、特定の教職員が問題を抱え込まないよう、学校の教職員等の間における情報の共有及び協力体制の構築を適切に行う（条例第6条第2項）。また、学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される「学校いじめ対策組織」を置く。

「学校いじめ対策組織」は、生徒指導部会等の既存の組織を活用し、法律に基づく組織として、いじめの防止等の措置を実効的に行うべく機能させ、その際、責任者である校長は、校長の役割、教職員の役割を明確にした上で、組織を構成・運営する。

〈組織の具体的な役割〉

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（いじめの未然防止・早期発見、いじめへの対処、校内研修等の施策）の作成・実行・検証・修正の中核としての役割を担う。
- ② いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割を担う。
- ③ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割を担う。
- ④ 学校のいじめに係る状況及び対策について、家庭や地域に情報提供するとともに、学校・家庭・地域の連携・協働による取組の推進を図る。
- ⑤ いじめの疑いに係る情報があったときには緊急会議を開き、アンケート調査や面談等により、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒へ

の事実関係の聴取、被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携を図る。

- ⑥ 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割を担う。（P D C A サイクルの実行を含む。）

- 学校が重大事態の調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の心理、福祉の専門家、当該事案の性質に応じて、警察官経験者等の適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。
- いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行うために、「学校いじめ対策組織」は、その役割や活動内容が児童生徒及び保護者に理解してもらえるよう、様々な機会を捉えて説明する。特に、いじめの早期発見のためには、「学校いじめ対策組織」は、いじめを受けた児童生徒及びいじめを受けた児童生徒を助けようとした児童生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識されるように努める。
- 組織の構成については、組織の役割が多岐にわたっているため、固定的なものではなく、協議や対応する内容に応じて柔軟に対応できるものとする。また、学校のいじめ対策が、全教職員の共通理解の基に実効化されるとともに、経験年数や校務分掌にかかわらず、担任をはじめ全ての教職員が参画できるよう、人員配置を工夫する。

〈人員配置の具体例〉

- ① 学校いじめ防止基本方針の策定（組織の全構成員の参加）
校長、教頭、教務主任、生徒指導主事・主任、学年主任、教育相談担当、情報教育担当、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、生徒会の代表（生徒会顧問が意見聴取する方法も考えられる。）、保護者の代表、警察、学校医等
- ② 日常的な業務についての協議（組織の中に事務局を決め対応する）
校長、教頭、教務主任、生徒指導主事・主任、学年主任、教育相談担当、養護教諭等
- ③ いじめの疑いに係る情報があったときの緊急会議（組織の一部に当該いじめ事案に関係する教職員が加わる）
校長、教頭、教務主任、生徒指導主事・主任、学年主任、担任、教科担任、関係学年の教職員、その他必要に応じて教育相談担当、養護教諭、部活動顧問、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等

3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

(1) 未然防止

- いじめはどの子供にも起こり得ることを踏まえ、全ての児童生徒がいじめに向かうことがないよう未然防止に取組む。その際、条例第12条にある「全ての教育活動を通じて、児童等が互いに信頼関係を築くことができる取組その他のいじめの予防のための措置」として、県道徳教育の指針「『いのち』のつながりと輝き」を主題とし「考え、議論する」ことを意識した道徳教育の充実に取組む。また、「いのちを大切にするキャンペーン」「豊かな人間関係づくり実践プログラム（小・中学校用）」などに取組む。
- 児童会や生徒会において、いじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、児童生徒同士での話し合いの場を設けるなど、いじめを防止するための取組を推進する。
- 児童生徒の社会性を育むために、自分と他人は違いがあることを認めた上で、お互いの人格を尊重する態度を養う。自他の意見の相違があつても、互いを認め合いながら建設的に調整して解決できる力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる取組を、学校の実態に応じて推進する。
- 法教育の視点から、いじめ問題を考える取組を推進し、被害者の視点からいじめを人権問題と捉え、差別などの不当な扱いについて「人権の保障」を求める具体的な法的知識を身に付けさせる。また、加害者の視点では、いじめの行為により発生する法的な責任を、実例をもとに学習する。特に、インターネット上のいじめは重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる。
- 児童生徒に対して、いじめの傍観者とならず、教職員への報告や相談をはじめとする、いじめを止められなくても誰かに知らせる勇気をもつように指導する。

〈学校として特に配慮が必要な児童生徒についての対応〉

- 発達障害を含む、障害のある児童生徒については、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
- 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意する。
- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒については、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により

避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取組む。

これらの児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) 早期発見

- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候があっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- 教職員は、児童生徒が自らSOSを発信することやいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを認識する。
- いじめの状況把握のため、学校いじめ防止基本方針に学校の実態に応じた定期的なアンケート調査を位置付け、計画的に実施するとともに、個人面談等児童生徒と教員が直接話す機会を設定する取組を行う。
- 児童生徒及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。.
- 校内の教育相談体制の充実に努めるほか、学校内外のいじめ相談・通報窓口の周知を徹底する。
- 保護者には、いじめがあった場合の子供の変化の特徴を示し、気になる点がある場合は、速やかに学校に相談するよう周知する。

(3) いじめに対する措置

- いじめの発見・通報を受けた場合には、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行う。日頃から報告連絡体制を徹底し、特定の教職員で抱え込みます、または対応不要であると個人で判断せずに、全て「学校いじめ対策組織」に報告・相談し、速やかに組織的に対応する。
- 学校の教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合には、速やかに「学校いじめ対策組織」にいじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、「学校いじめ対策組織」に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反とみなすこともある。
- 報告・相談を迅速に行うためには、教職員が情報共有をする手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定め、確認しておく。また、教職員は学校の定めた方針等に沿って、

いじめに係る情報を適切に記録しておく。

- 「学校いじめ対策組織」において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒及び被害児童生徒を助けようとした児童生徒を徹底して守り通す。
- いじめ被害者の安全確保を最優先し、同時にケアを開始する。いじめ加害者や周辺の児童生徒への聴き取り調査等を実施し、学校の定めた方針等に沿って、いじめ加害者には教育的配慮の下、毅然とした指導を行い、その保護者には指導上の助言を行う。
- いじめが認知された場合には、「学校いじめ対策組織」は被害・加害の双方の保護者に対して、学校いじめ防止基本方針に沿った対応方針を伝えるなど、信頼関係の下に理解と協力を得られるように努める。
- 適切な調査に基づき、被害児童生徒、保護者には適宜状況を説明し、安心して学校に通学するための措置を確実に行う。説明においては、被害者、加害者を問わず、事実を正確かつ速やかに伝える。
- いじめ事案の解決までは一定の時間を要したり、いじめが再発したりする事例もあることから、拙速な対応ではなく、いじめが発生した集団を長期的な視点で指導する。
- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている場合であり、必要に応じ他の事情も勘案して判断する。

〈①いじめに係る行為が止んでいること〉

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、時間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

〈②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと〉

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

- 学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任をもつ。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

- いじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、学校の教職員は、被害児童生徒及び加害児童生徒を日常的に注意深く観察する。
- いじめをきっかけとして不登校に陥った児童生徒については、いじめの解消に向けた取組だけでなく、保護者や関係機関との連携を図りつつ、当該児童生徒への不登校対策の充実に取組んでいく。
- いじめ事案の解決においては、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えていたりする「傍観者」の指導についても組織的に実施する。

第4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 重大事態の発生と緊急対応

重大事態については、国の基本方針、県の基本方針、市の基本方針、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月14日策定文部科学省）、及び「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月文部科学省）により適切に対応する。

(1) 重大事態の定義

法 第28条

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

① 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

例えば、以下のようなケースが想定される。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

② 「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席している場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態ととらえ、迅速に報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態（重大事態のおそれのあるものを含む。）への緊急対応

まず、いじめの重大事態の疑いが生じた時点で、学校は「学校いじめ対策組織」を迅速に開き、第一に被害者等の安全確保とケアを実施する。以後、一貫した組織的な対応を行う。

次に、当該組織を活用し、情報を整理し、当該の事案が重大事態に当たるか否か判断するが、判断に迷う場合は、教育委員会に連絡し、協議しながら対応を決定する。

① いじめ重大事態への対処

ア 重大事態の認知報告

重大事態が発生した場合、学校は教育委員会を通じてその旨を市長へ報告する（条例第18条第1項）。

教育委員会は、県教育委員会に情報提供をする（教育事務所を経由）。

イ 学校が行う重大事態への対処

法第22条の規定により学校に置かれる組織（「学校いじめ対策組織」）において、当該重大事態の調査を行う。この場合、当該重大事態の関係者と利害関係を有する者は、調査に加わることができない（条例第18条第2項）。

ウ 適切な情報提供

学校は、当該重大事態の調査を行ったときは、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係、その他の必要な情報を適切に提供する（条例第18条第3項）。

エ 教育委員会の指導・支援

教育委員会は、学校が行う重大事態の調査及び適切な情報提供について、必要な指導及び支援を行う（条例第18条第4項）。

② 調査を行うための組織について

学校が重大事態の調査を行う場合は、「学校いじめ対策組織」を活用して、この組織を母体としつつ、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の心理、福祉の専門家、当該事案の性質に応じて、警察官経験者等の適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。

当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）等の参加を図り、公平性・中立性を確保するよう努める。

③ 調査の実施について

調査に当たっては、県の基本方針、市の基本方針を踏まえるとともに、国の基本方針改定時に策定された「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の内容により適切に実施する。

児童生徒に質問紙調査を実施する場合は、調査により得られたアンケートを、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることから、調査前に、その旨を調査対象となる児童生徒やその保護者に説明する。

重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのよ

うに対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

学校・教育委員会にとって、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢を示し、学校又は教育委員会は、積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取組む。

〈いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合〉

- 児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
- 事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行う。
- いじめられた児童生徒に対しては、継続的なケアを行う。

〈いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合（入院・死亡）〉

- 当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取する。
- 迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。

※自殺の背景調査における留意事項

自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査については、亡くなつた児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査は、以下の事項に留意し、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておく。
- 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確

保するよう努める。

- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報だけに頼ることなく総合的に分析評価を行うように努める。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えることのないように留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子供の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

(3) その他留意事項

事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断されておらず、未だその一部が解明されたにすぎない場合は、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を行う。

また、事案の重大性を踏まえ、教育委員会においては、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

(4) 調査結果の提供及び報告

- ① いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供
学校は、「学校いじめ対策組織」による調査が終了したら、調査結果を学校及び教育委員会が確認し、被害者側に事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して適切に提供する。

これらの情報の提供に当たっては、学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠らないようにする。

② 調査結果の報告

ア 重大事態の調査結果報告

重大事態が発生した学校は、当該調査の結果を教育委員会を通じて市長へ報告する（条例第18条第5項）。

教育委員会は、県教育委員会に情報提供をする（教育事務所を経由）。

いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒、又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添える。

なお、加害者側にも、今後の指導等の必要から原則として事実を伝えるが、伝え方や時期については、被害者側への配慮に留意するとともに、事案に応じて警察との調整を行う。

2 市長の調査

(1) 学校の調査結果についての調査

上記②のア重大事態の調査結果報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、学校の調査の結果について調査を行うことができる（条例第19条第1項）。

(2) 並行調査

上記(1)の調査にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、当該調査と並行して調査を行うことができる（条例第19条第2項）。

市長の調査についても、学校による調査同様、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

なお、上記(1)学校の調査結果についての調査及び(2)並行調査は、市長の附属機関として設置する君津市いじめ調査委員会において行う（条例第20条第1項）。

(3) 学校の調査結果についての調査及び並行調査の結果を踏まえた措置等

市長及び教育委員会は、学校の調査結果についての調査及び並行調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる（条例第19条第4項）。

教育委員会においては、生徒指導に専任的に取組む生徒指導専任指導主事等の派遣による重点的な支援など、人的体制の強化、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、教員・警察官経験者など外部専門家の派遣を依頼していく。

市長部局においても、必要な教育予算の確保や児童福祉や青少年健全育成の観点からの措置を講ずる。

市長は、学校の調査結果についての調査及び並行調査を行ったときは、

その結果を議会に報告する（条例第19条第3項）。

なお、市町村立学校における重大事態について、「知事は、市町村との連携の下、附属期間を設けて調査を行う等の方法により、重大事態への対処のため必要な調査等を行うことができる。」（千葉県いじめ防止対策推進条例第22条第3項）と規定されている。

3 学校いじめ防止基本方針について

市は、自ら設置する学校における学校いじめ防止基本方針について、策定状況を確認し、公表する。

4 調査結果等の資料の保存について

いじめに関する調査結果等の資料については、市の定める文書の保存に関する規則に従い、適切に取り扱う。